

社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰の影響を受けている社会福祉施設や私立学校等の運営継続を図ることを目的に、社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援補助金実施要領（令和7年3月31日伺定。以下、「実施要領」という。）に基づき、県内の社会福祉施設等を運営する法人又は個人への令和6年度の電気代・食材費等の高騰影響額に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は実施要領に定める対象施設を運営する法人又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は補助対象外とする。

- (1) 国及び地方公共団体が実施主体となる施設
- (2) 申請時において休止・廃止している施設
- (3) 令和7年3月2日以降に新規開設した施設
- (4) 利用者負担が生じる施設において、令和6年度中に電気、ガス、燃料、食材費の高騰を理由とした利用者負担の額を引上げた施設（ただし、利用者に当該引上げ額の返金等を実施し、利用者への価格転嫁を解消した場合は、補助対象とする。）

(施設区分、補助額の算定)

第3条 施設区分、補助額の算定については次のとおりとする。

施設区分		補助額
診療所（4床未満）		45千円／施設
病院、診療所（4床以上）		20千円／床
薬局、施術所、助産所		20千円／施設
高齢者・障害者福祉施設	入所	10千円／人
	通所	80千円／施設
	訪問（看護 ST 含む）、その他	25千円／施設
救護施設		5千円／人
保育所、認定こども園、病児保育施設、私立幼稚園・小学校、児童養護施設等		3千円／人
こども食堂、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ		30千円／施設
私立中学・高校、専修学校等		1千円／人
私立大学・短期大学		1.5千円／人

※基準日は令和7年3月1日とする。

※病院、診療所の床数は許可病床数をいう。

※施設等の人数は指定等を受けている定員数（児童養護施設等は月の初日措置児童数、私学助成幼稚園、私立小学校、私立中学・高校及び専修学校等、私立大学・短期大学は実員）をいう。

※放課後児童クラブの施設数は、支援の単位数をいう。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援補助金交付申請書兼補助事業実績報告書兼補助金交付請求書（第1号様式）に、誓約書（別紙）を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第12条に規定する実績報告は、前項の第1号様式により、補助金交付申請に併せて報告するものとする。

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条に規定する補助金の交付決定の通知は、第2号様式によるものとする。

2 規則第13条に規定する補助金の額の確定通知は、前項の通知に併せて通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第6条 本補助金の交付請求は、第4条の補助金交付申請書兼補助事業実績報告書に併せて、第1号様式により、請求するものとする。

附 則 この要綱は、令和6年度2月補正予算から適用する。

第 1 号様式（第 4 条関係）
社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援補助金交付申請書
兼補助事業実績報告書兼補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法人名（法人の場合のみ）
代表者職・氏名
施設名
対象施設種別

1 補助金交付申請額・実績報告額・補助金交付請求額（該当する施設区分にチェックを入れてください。）

施設区分			単価（A）	算定数（B）	金額（A×B）
☐	診療所（4床未満）		45,000 円／施設	1	円
☐	病院、診療所（4床以上）		20,000 円／床		円
☐	薬局、施術所、助産所		20,000 円／施設	1	円
☐	高齢者・ 障害者福祉施設	入所	10,000 円／人		円
☐		通所	80,000 円／施設	1	円
☐		訪問（看護 ST 含む）、その他	25,000 円／施設	1	円
☐	救護施設		5,000 円／人		円
☐	保育所、認定こども園、病児保育施設、私立幼稚園・小学校、児童養護施設等		3,000 円／人		円
☐	こども食堂、 地域子育て支援拠点、 放課後児童クラブ		30,000 円／施設	1	円
☐	私立中学・高校、専修学校等		1,000 円／人		円
☐	私立大学・短期大学		1,500 円／人		円

※基準日は令和 7 年 3 月 1 日とします。
※病院、診療所（4床以上）の算定数は基準日の許可病床数を記載してください。
※単価が「人」の施設区分の算定数は基準日の定員（児童養護施設等は月の初日措置児童数、私学助成幼稚園、私立小学校、私立中学・高校及び専修学校等、私立大学・短期大学は実員）を記載してください。
※放課後児童クラブの施設数については、「支援の単位数」となります。複数の支援単位を有するクラブについては、支援単位ごとに申請をしてください。

2 誓約事項（内容を確認の上、□にチェックを入れてください。）

☐ 申請者は交付要綱第 2 条第 2 項の各号に該当しないことを誓約します。

3 受取口座情報

金融機関名 _____ 支店名 _____
支店コード _____ 普通・当座（該当に○）
口座番号 _____ 口座名義（フリガナ） _____

4 添付書類 誓約書（別紙）、上記 3 にかかる通帳等の写し

担当者名 _____
電話番号 _____
E-mail _____

別紙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日

(公 印 省 略)

第 2 号様式 (第 5 条関係)

社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援補助金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請のあった社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援補助金については、下記のとおり交付決定（確定）したので、社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付確定額 | 金 | 円 |

3 補助条件

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金の交付目的に反して使用しないこと。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管すること。
- (5) 事業の実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (6) その他、大分県補助金等交付規則、社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援補助金実施要領の定めに従うこと。